

「舞鶴市文化財保存活用地域計画」(案) に対する意見募集の結果

募集期間	令和3年1月8日(金) から令和3年2月8日(月) まで		
処理区分	A. 意見を踏まえ、案等の修正等を行うもの		B. 意見を踏まえ、その趣旨を今後の施策に反映させていくもの
	C. 意見の趣旨が既に案等に盛り込まれているもの		D. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの

番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	舞鶴市の自然・文化・歴史の豊かさに誇りさえ感じる。本計画に賛成である。	C	ご指摘いただきました本市の豊かな歴史文化の保存・継承のため、本計画実現に向けた取り組みに、引き続きご支援・ご協力くださいますようお願いいたします。
2	歴史文化遺産を保護・保存する受け皿として、舞鶴市は何を準備されているのか。市民が保存できなくなった歴史文化遺産を市が受け入れる体制や施設の設置が急務ではないか。	C・A	本市といたしましては、まずは歴史文化遺産の保護および保存のための所有者への支援を第5章の「基本方針3 歴史文化の魅力を引き継ぐ」に示した取り組みのなかで進めてまいります。そのうえで、所有者が保存できなくなった歴史文化遺産を保存・継承するための受け皿として、「第6章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制」のなかで、収集・保存・展示機能をもつ博物館施設として、田辺城資料館・郷土資料館・引揚記念館の3館を位置づけており、また、考古・民俗資料等については、市の収蔵施設で保管しています。これらの施設の機能強化および専門的人材の確保に係る取り組みの必要性については、十分に認識しており、第5章の基本方針3ならびに「基本方針4 歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みをつくりだす」のなかにもすでに位置づけておりますが、ご意見を踏まえ、収蔵施設の集約化とともに施設の拡充についても検討することとし、取り組みのスケジュールを「中期」へと前倒します。

3	<p>将来的に歴史文化遺産となりうるものの保護・保存について。戦後の歴史文化遺産も積極的に保護しなければならない段階にある。戦後のものが歴史文化遺産になるということを市民にも伝え、そのうえで「地域のたからもの」アンケートをされるべきだと思われる。</p>	C	<p>本計画における「歴史文化遺産」とは、序章において、「指定等文化財を含め、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果および多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産（一体となって価値を形成する周辺環境を含む）」としており、「地域の風土を基盤として、先人の営みを今に伝えるもの、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、市民が未来へ向かって活用・継承するもの」と定義づけています。ここでは「戦前」「戦後」といった時代区分は設けておらず、戦後のものを含め、市民が未来へ向かって活用・継承すべきもの全てが歴史文化遺産であることを明確に示しております。また、本市においては戦中・戦後資料の脆弱性と保存の必要性について、十分に認識したうえで、第5章の「基本方針3 歴史文化の魅力を引き継ぐ」に今後取り組む施策として、近現代資料の保存の推進を掲げています。</p> <p>なお、「地域のたからもの」アンケート調査は、本計画に先行する「舞鶴市歴史文化基本構想」策定時に実施したのですが、同調査では基本的に時代区分はもちろん、文化財としての指定・未指定を問わず、地域で大切にしているものについて、市内全自治会を対象にアンケートを実施しました。その結果、小さな堂や祠、古道や石造物、講や民俗行事、伝承、古木といった「文化財」という概念では捉えきれない様々な「たからもの」が地域のなかで保存・継承されていることが確認され、そのことが、上記の本市における歴史文化遺産の定義となったものです。</p>
4	<p>法的に保護されていない歴史文化遺産の保存・保護について。保存年限を過ぎた公文書等、法的に保護されていないものも将来的に歴史文化遺産となりうる。こうした法的に保護されていないものの積極的な保護・保存も進めるべきではないか。</p>	C・D	<p>まず、本計画で示した「歴史文化遺産」とは、文化財保護法令によって「法的に保護された」指定文化財のみならず、未指定文化財を含め、市民が未来へ向かって活用・継承するもの全てを対象としており、ご指摘の「法的に保護されていないもの」をすでに含めた概念であることをご理解ください。そのうえで、本計画は、人口減少社会において、これ</p>

			<p>までの文化財保護行政の維持すら難しくなるなかで、市民・団体、専門家等の協力を得ながら、地域社会全体でこれらをいかに保存・継承していくのかについて示したものであり、市民や大学との連携による調査活動の持続的推進や、「市民遺産制度」の創設の検討等により、新たな歴史文化遺産の発見・周知と保存・継承に向けた取り組みを進めていくこと等を記載しております。</p> <p>なお、ご指摘の公文書の保存については、公文書管理をめぐる全国的な動向や本市の文書管理規程のなかで適切に対処し、歴史的公文書の保存に努めてまいります。</p>
5	<p>町屋の保全および継承に関する取り組みについて。舞鶴でも古い町屋を保全・活用し利益が生まれる仕組みができないだろうか考える。所有者が解体に係る届出に至る前の段階での保全および継承支援制度の情報提供や事業者団体等と連携して活用方法の提案・活用希望者とのマッチングなど、当該町家を保全・継承するために必要な支援や相談ができる体制も検討して頂きたい。</p>	A・B	<p>本計画においても、旧城下町地区や漁業集落の景観を重要な歴史文化遺産と位置づけております。そのため、景観の重要な構成要素である町屋の保存・活用は重要な課題と考えており、第5章の「基本方針2 歴史文化の魅力を活かす・発信する」のなかの「舞鶴らしい歴史的建造物の活用推進」で示した「市内に多く残る古民家等その他の歴史的建造物の保存を図る」には、町屋の保存も含まれております。しかし、ご意見を踏まえ、第5章の基本方針に「町屋等」を明記し、措置のなかにもご指摘の趣旨を盛り込むこととします。</p> <p>また、現在、登録のあった空き家情報等を新規就農者等で、市内の農山村集落へ移住希望者に提供し、移住に結びつけるシステム「農村集落空き家情報バンク」、まちなかエリアを対象とした移住希望者の改修工事費用を補助する「舞鶴市まちなかエリア定住促進事業」等が運用されていますが、今後の施策展開において、担当部署と連携し、町屋の保存・活用を進めてまいります。</p>